



香川用水 土地改良区だより

第 79 号

発行日 令和7年11月20日
発行所 香川用水土地改良区
香川県高松市
番町5丁目1番29号
TEL087(802)5711
FAX087(802)5744
発行人 事務局長 井川 一郎

香川用水クリーンアップ大作戦!!



三木町立氷上小学校

第149回理事会を開催

(令和6年度収支決算などを議決)



令和7年11月10日午前10時から香川用水記念会館1階多目的室において、第149回香川用水土地改良区理事会を開催しました。理事会には、役員、相談役あわせて35名の方々に出席いただきました。初めに五所野尾理事長の招集挨拶の後、来賓を代表して桑原香川県農政水産部長、鶴沢水資源機構吉野川上流総合管理所副所長から祝辞をいただきました。この後議事に入り、令和6年度事業報告及び収支決算等2議案について審議が行われた結果、いずれも原案どおり可決承認されました。

議決された議案

- 第1号議案 令和6年度事業報告及び一般会計収支決算並びに財産目録の承認について
- 第2号議案 香川用水土地改良区職員給与規程の一部改正について

令和6年度一般会計収支決算の概要

令和6年度一般会計収支決算は、収入総額1,239,092,396円に対し、支出総額1,177,403,832円となっており、61,688,564円を令和7年度に繰越すこととなりました。

(単位:円)

収 入			支 出		
科 目	決 算 額		科 目	決 算 額	
1	土地改良事業収入	363,613,950	1	土地改良事業費支出	191,855,173
2	附帯事業収入	43,520	2	一般管理費支出	56,651,619
3	基本財産運用収入	23	3	土地改良事業負担金支出	855,651,932
4	特定資産運用収入	3,071,229	4	固定資産取得支出	2,346,366
5	補助金等収入	24,734,919	5	基本財産積立支出	23
6	業務受託料収入	3,693,686	6	特定資産積立支出	70,898,719
7	雑収入	2,020,818	7	雑支出	0
8	基本財産取崩収入	0	8	予備費	0
9	特定資産取崩収入	791,171,083			
10	固定資産売却収入	0			
11	繰越金	50,743,168			
収入合計		1,239,092,396	支出合計		1,177,403,832

貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位:円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金及び預金		未払金	2,441,379
現金	0	預り金	509,018
預金	64,161,113	流動負債計	2,950,397
現金及び預金計	64,161,113		
その他未収金		2. 固定負債	
未収業務受託料	477,686	職員退職給与引当金	58,420,963
その他未収金	162	役員退任慰労金引当金	8,392,683
その他未収金計	477,848	固定負債計	66,813,646
流動資産計	64,638,961		
2. 固定資産		負債の部合計	69,764,043
(1)基本財産			
基本財産積立金	1,149,338	(正味財産の部)	
出資金(基本財産)	2,600,000	1. 指定正味財産	
基本資産計	3,749,338	受取補助金	0
(2)特定財産		(うち基本資産への充当)	0
所有土地改良施設	5	(うち特定資産への充当)	0
土地改良施設用地等	8,872,072	指定正味財産計	0
受託土地改良施設使用収益権	769,381,850		
職員退職給与積立金	58,420,963	2. 一般正味財産	
役員退任慰労金積立金	8,392,683	一般正味財産	2,926,652,553
香川用水決済金積立金	1,212,061,023	(うち基本資産への充当)	3,749,338
香川用水施設維持管理積立金	645,949,991	(うち特定資産への充当)	2,636,264,941
特定資産計	2,703,078,587	一般正味財産計	2,926,652,553
(3)その他固定資産			
土地		正味財産の部合計	2,926,652,553
事務所敷地	75,233,333		
建物			
事務所	138,156,223		
車庫	7,002,753		
車両運搬具	1,808,663		
器具備品	2,748,737		
ソフトウェア	1		
その他固定資産計	224,949,710		
固定資産計	2,931,777,635		
資産合計	2,996,416,596	負債及び正味財産合計	2,996,416,596

2025年度農業農村工学会賞 上野賞 受賞

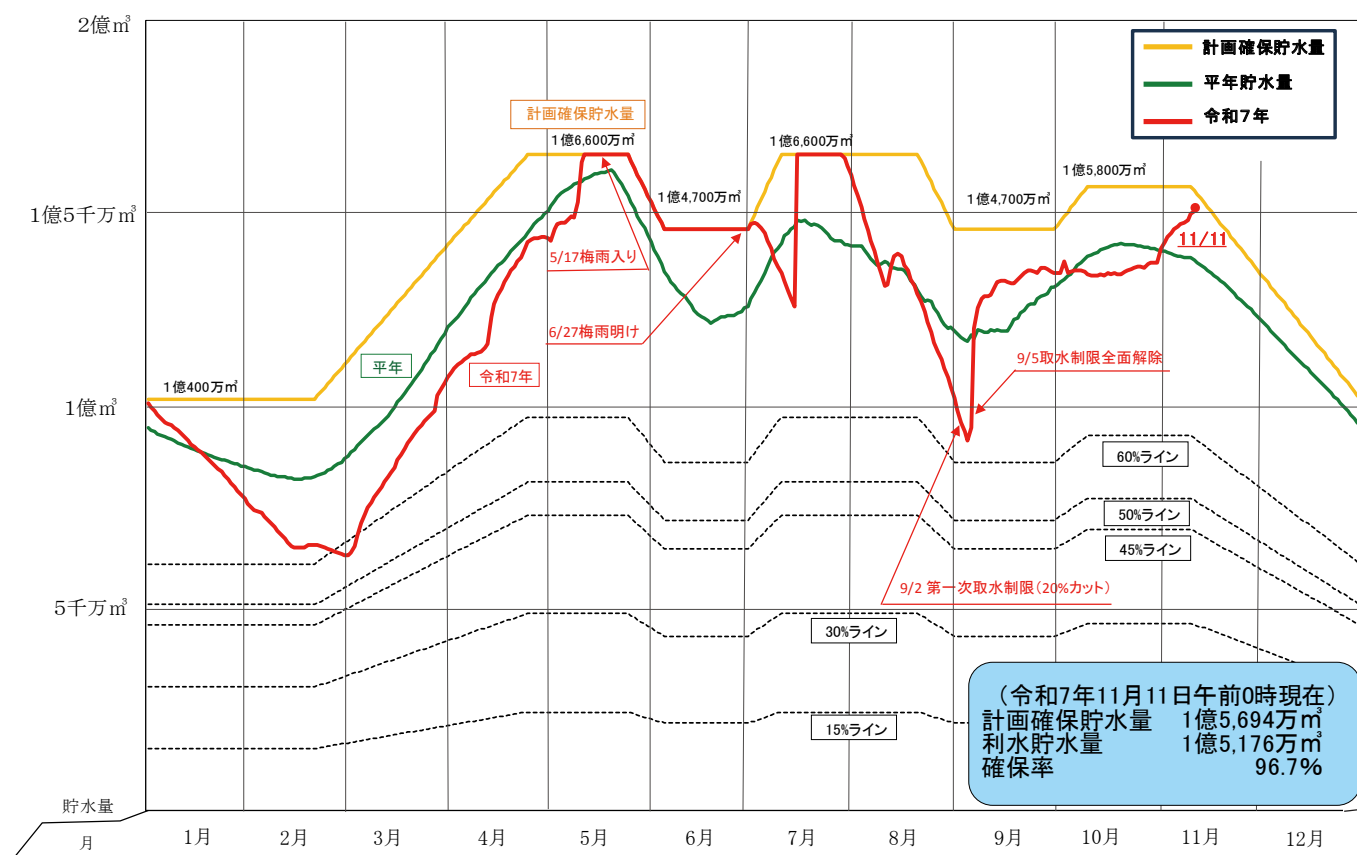
「農業農村工学会賞【上野賞】」とは、農業農村に関する事業の新しい分野の発展に寄与すると認められる業績をあげた組織・団体に表彰される賞です。

今回の受賞は、造成から40年以上が経過した香川用水施設の老朽化対策と耐震性の向上を目的として実施された国営香川用水二期事業、水機構営香川用水緊急対策事業、香川県による整備事業等を通じて、用水の安定的供給や、地域の発展に大きく寄与し、農業農村工学のもつ技術力を中国四国農政局、水資源機構、香川県、香川用水土地改良区が一体となって発揮した取り組みが評価され、去る令和7年9月2日、第74回農業農村工学会大会講演会にて表彰されました。これも偏に関係土地改良区、水利組合などのご協力・ご支援の賜物とお礼申し上げます。



上野賞賞状、楯

～令和7年度の灌漑期を振り返って～



今年の早明浦ダムは、昨年秋以降の少雨傾向が影響し、2月末には貯水率が60%を下回り、4年連続となる冬期取水制限の実施が心配されていましたが、その後断続的な降雨により5月12日には100%に回復しました。

しかしながら、四国としては過去最も早い6月27日に梅雨明けしたことや、連日の猛暑と計画確保貯水量の上昇などが相まって貯水率が低下し、9月2日には第1次取水制限（取水量20%カット）が実施されました。その後、制限の強化が心配されましたが、直後に発生した台風15号の影響によるまとまった降雨があり、短期間で貯水率が回復し、今後も貯水率の上昇が見込まれることから、9月5日には取水制限が全面解除されました。

今年の高松市の1月～10月の降水量は、高松砂漠と呼ばれた昭和48年や異常渇水となった平成6年よりも少ない状況であり、短い梅雨の影響などにより早明浦ダムの貯水率が一気に低下したことなどから、長期的な渇水による被害が心配されましたが、早明浦ダム上流における効果的な降雨により取水制限も短期間であったこと、また水利関係者のきめ細かな配水管理の実施により、農作物への影響を受けることなく豊穡の秋を迎えることが出来ました。改めて関係水利団体の皆様方に渇水への対応にお礼を申し上げます。

取水制限実施状況

実施日時	制限の内容	削減率	期間
9月2日 午前9時	第一次取水制限	20%	3日と5時間
9月5日 午後2時	全面解除	-	

香川用水を未来へつなぐ 清掃活動と出前授業 ～香川用水クリーンアップ大作戦'25～



香川用水土地改良区では、平成15年度から県内の小学4年生を対象に、香川用水に愛着を持ってもらうために職員が講師となって出前授業を行っています。授業では、香川の水事情や香川用水の役割について楽しく学んでもらうため、クイズを取り入れるなど、毎年工夫を重ねています。

クリーンアップでは、普段は立ち入ることのできない幹線水路の中に入り、施設の説明や清掃活動を行うことで、水の大切さや香川用水をより身近に感じてもらいました。

出前授業			出前授業&クリーンアップ		
実施日	小学校名	児童数	実施日	小学校名	児童数
6月12日	さぬき市立造田小学校	21	10月27日	三木町立氷上小学校	78
6月27日	観音寺市立豊田小学校	27	10月28日	三木町立田中小学校	15
7月4日	高松市立三溪小学校	81	11月5日	高松市立川岡小学校	71
7月9日	三豊市立笠田小学校	19	11月13日	高松市立植田小学校	12
11月6日	高松市立川島小学校	77		高松市立東植田小学校	2
計 5校 225名			11月14日	高松市立大野小学校	66
出前授業&施設見学					
			9月3日	さぬき市立さぬき南小学校	32

計 7校 276名
計 12校 501名



クイズ形式の授業



雨量の説明



施設の見学



水路内の清掃活動

組合員の皆様へのお願い

令和7年度「維持管理費賦課金」の納入について

納入期限は **令和7年12月15日月** です。

単価は10a当たり800円です。

★賦課金の期限内納入にご協力をお願いします★

※賦課金を期限内に納入されない場合、延滞金や督促手数料が加算される場合がありますのでご注意ください。

○維持管理費賦課金とは

香川用水土地改良区が農林水産省より管理受託している国営香川用水施設の維持管理費に充当されており、令和7年度の配水地域に対して賦課されます。

土地改良区への届出について

組合員資格に変更があった場合

- ★組合員の死亡等により農地を相続した場合
- ★農地の売買、贈与、交換等により所有権移転があった場合
- ★農地の賃貸借又は解約した場合
- ★農業者年金受給により経営移譲した場合
- ★住所や電話番号を変更した場合 等



「組合員資格得喪通知書」の提出をお願いします。

届出用紙は関係市町担当課・関係土地改良区にお問い合わせいただくか、当改良区ホームページからもダウンロード可能です。
<https://www.kagawayousui.com>

農地を転用する場合

- ★農地を農地以外(宅地、店舗、駐車場等)に転用する場合

農地転用には、土地改良区の意見書の交付を受けるとともに、**決済金(1m²当たり28円)の納付が必要です。**

※決済金とは

農地転用等によって土地改良区内の農地面積が減ると、残った受益農地(組合員)だけで維持管理費を負担することになり、負担が増えてしまいます。農地減少によって、他の組合員の負担が過重とならないように、土地改良法第43条2項に基づき、将来にわたる土地改良施設の維持管理負担額を決済金として納付いただいています。



◎上記のような変更が生じた場合、すみやかに土地改良区に届出をして下さい。
届出が無い場合、従来のまま賦課金が賦課されることになります。

お問合せ先：香川用水土地改良区 財務課(☎087-802-5722)
又は関係市町担当課・関係土地改良区

よくあるご質問 Q & A

Q1 賦課金を支払わない方法がありますか？

A 香川用水の受益地区内に農地を所有している限り、賦課金を取めていただく義務があります。ただし、農地の転用等で用途が農地以外に変更された場合は賦課金の対象外となり、翌年度から支払いが不要になります。なお、農地転用の際には決済金の支払いが必要となります。

Q2 耕作していない、又は、香川用水を利用していない農地でも賦課金を支払わなければならないのですか？

A 香川用水の賦課金は、水道代のように水の使用量に応じて賦課されるものでなく、施設の維持管理費用等に充当するため、農地の地積に応じて賦課されています。耕作していない、又は、香川用水を利用していない農地についても当土地改良区の受益地区内に農地として登録されている限り、賦課金をお支払いしていただく必要があります。

Q3 農地から山林等へ地目変更を行った場合、賦課金の支払いはどうなりますか？

A 土地改良区の地区内の農地を非農地（山林、原野など）へ地目変更される場合は、**土地改良法第43条2項、第44条**に基づき、その旨を土地改良区へ通知し、必要な決済をすることとなっています。その場合、当改良区へ地区除外の手続き及び決済金の納付が必要となります。地区除外手続きと決済金の納付を行わないと、翌年度以降もこれまでと同じように賦課金が課されます。

Q4 農地が公共用地(道路、河川、施設等)になるのですが、決済金は必要ですか？

A 公共用地になる場合も通常の農地転用と同じで、決済金の納付が必要となります。農地が公共用地になる際は当改良区へのご連絡をお願いします。

Q5 香川用水土地改良区と各市町の土地改良区及び水利組合の違いは何ですか？

A 香川用水土地改良区とその他の土地改良区・水利組合はそれぞれ別の団体で、管理している施設が異なります。

○香川用水土地改良区

農林水産省から管理委託を受けて、香川用水の幹線水路、ポンプ場、分水工などの施設の維持管理を行っています。

※香川用水土地改良区は、県内に複数ある土地改良区のうちのひとつで、県や市町に属する組織ではありません。

○各市町の土地改良区及び水利組合

各団体が管理する水路、ため池、ポンプ施設などの維持管理を行っています。

= 香川用水土地改良区の主な動き =

令和7年

- 5月27日～28日 中国四国協議会理事会・通常総会（徳島市）
 - 27日 新たな食料・農業・農村基本計画に関する四国ブロック説明会
 - 29日 吉野川総合開発香川用水事業推進協議会総会
- 6月3日～4日 JICA研修
 - 4日 丹生川上神社水神祭（奈良県）
 - 6日 水資源機構かんがい排水事業推進協議会幹事会（名古屋市）
 - 11日 第41回香川用水水口祭
- 7月24日 香川用水連絡会
- 8月2日 第45回早明浦湖水祭
 - 3日 香川用水記念公園 水辺の納涼祭
 - 6日 豊川総合用水土地改良区役員研修
 - 12日 第133回監事会
 - 21日 県選出国會議員に対する要望活動
 - 25日 常任委員長会
 - 29日 水資源機構かんがい排水事業推進協議会総会（東京都）
- 9月2日 農業農村工学会賞 上野賞授与式（栃木県）
 - 香川用水第1次取水制限実施（20%カット）
 - 5日 香川用水取水制限全面解除
 - 香川用水管理運営協議会
 - 8日 第90回総務委員会
- 10月15日～16日 全国土地改良大会（佐賀県）
 - 27日～29日 香川用水役員視察研修（岩手県）
- 11月10日 第149回理事会
 - 14日～16日 香川用水記念公園 秋のライトアップ
 - 16日 吉野川総合開発50周年記念式典（高知県）
 - 17日 常任委員長会
 - 早明浦ダム視察見学会



JICA研修



香川用水記念公園 水辺の納涼祭



豊川総合用水土地改良区役員研修

今後の予定

- 11月21日～22日 2025秋の上下流交流会
 - 21日～24日 香川用水記念公園 秋のライトアップ
 - 25日 第46回財務委員会
 - 28日 香川用水周知会（西讃）
- 12月1日 香川用水周知会（東讃）
 - 4日 香川用水周知会（中讃）
 - 7日 香川用水ウォーキング（財田町）



＝ 水土里ネット香川用水

事務局だより

○第45回早明浦湖水祭

令和7年8月2日(土)、高知県土佐郡土佐町にある、さめうら荘近くの鳥居前にて第45回早明浦湖水祭が開催されました。

湖水祭は、「四国のいのち」早明浦ダム湖畔に四国四県が一同に会し、早明浦ダムの重要性を再認識し、水資源開発の尊い犠牲となられた方々への感謝と敬弔の意をささげるとともに、水の有効利用、水源かん養意識の醸成、水源地域と利水地域の経済・文化の交流を深めることを目的に嶺北4ヶ町村（高知県嶺北地域）の主催で毎年開催されています。

今年は早明浦ダム管理開始50周年の節目の年を迎え、香川用水土地改良区としましては、水源地域である高知県や徳島県のご理解ご協力の賜物だと感謝するとともに、気持ちを新たに、今後も香川用水施設の適切な維持管理に努めてまいります。



ホームページ：<https://www.kagawayousui.com/>

メールアドレス：t-kagawa@kagawayousui.com

